

平成30年6月21日

**川崎市新本庁舎整備事業に係る条例環境影響評価審査書の公告を行いました。**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者  
川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市長 福田 紀彦
- 2 指定開発行為の名称及び所在地  
名 称：川崎市新本庁舎整備事業  
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日  
平成30年6月21日（木）
- 4 事業内容等に関する問合せ先  
川崎市総務企画局本庁舎等整備推進室  
川崎市川崎区東田町5番地4  
電 話：044-200-0281

(川崎市環境局環境評価室 藤田担当)

電話 (044) 200-2152

川崎市新本庁舎整備事業に係る  
条例環境影響評価審査書

平成30年6月

川崎市

## 目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	4
(1) 全般的事項.....	4
(2) 個別事項.....	4
ア 大気質.....	4
イ 土壌汚染.....	5
ウ 緑（緑の質、緑の量）.....	6
エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）.....	7
オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）.....	9
カ 景観（景観、圧迫感）.....	10
キ 日照阻害.....	11
ク テレビ受信障害.....	12
ケ 風害.....	12
コ 地域交通（交通混雑、交通安全）.....	12
サ 温室効果ガス.....	14
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	14
(4) 事後調査に関する事項.....	14
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	15
4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過.....	16

はじめに

川崎市新本庁舎整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、川崎区宮本町1番地ほかの約0.8haの区域において、建築基準法第59条の2に基づく総合設計制度を前提として、新たな本庁舎（地上25階＋免震層、地下2階）を整備するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成28年3月10日に環境配慮計画書を提出し、平成29年4月7日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価方法書（以下「条例方法書」という。）を提出した。その後、指定開発行為が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価を行い、平成30年1月19日に条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

これらの結果をもって、川崎市環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、平成30年6月14日に答申を得た。

市ではこの答申を踏まえ、本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）を作成したものである。

## 1 指定開発行為の概要

### (1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

### (2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎市新本庁舎整備事業

種 類：高層建築物の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第2種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の3の項及び15の項に該当）

### (3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎区宮本町1番地ほか

区域面積：約7,830 m<sup>2</sup>

用途地域：商業地域

### (4) 計画の概要

#### ア 目的

川崎市新本庁舎の整備

#### イ 土地利用計画

区 分	面 積	割 合
計画建築物	約 4,355 m <sup>2</sup>	約 55.6%
緑化地	約 360 m <sup>2</sup>	約 4.6%
広場・歩道状空地・アプローチ	約 2,525 m <sup>2</sup>	約 32.2%
車路	約 70 m <sup>2</sup>	約 0.9%
道路（歩行者専用道路）	約 310 m <sup>2</sup>	約 4.0%
道路（拡幅部）	約 210 m <sup>2</sup>	約 2.7%
合 計	約 7,830 m <sup>2</sup>	100.0%

ウ 建築計画等

項目	諸元
開発区域面積	約 7,830 m <sup>2</sup> ( 新本庁舎敷地 : 約 6,000 m <sup>2</sup> 第2庁舎跡地広場 : 約 1,310 m <sup>2</sup> 道路等 : 約 520 m <sup>2</sup> )
建築面積	約 4,355 m <sup>2</sup> (建ぺい率 : 約 73%)
延べ面積	約 63,200 m <sup>2</sup>
容積対象床面積	約 54,400 m <sup>2</sup> (容積率 : 約 907%)
建物高さ	塔屋等を含む最高高さ約 116m
建物階数	地上 25 階 + 免震層、地下 2 階
建物構造	鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造
主要用途	庁舎 (事務所)
駐車台数	約 160 台
駐輪台数	約 80 台
緑被率	約 21.6%

## 2 審査結果及び内容

### (1) 全般的事項

本指定開発行為は、川崎市新本庁舎の整備であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策や供用時における風害対策等、計画地周辺の生活環境上の配慮が求められるとともに川崎市が行う事業であることを踏まえ、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

### (2) 個別事項

#### ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.044ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の年間2%除外値）が0.047mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.197ppmで、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1ppm～0.2ppm）を満足し、浮遊粒子状物質は0.0814mg/m<sup>3</sup>で、環境基準（0.20mg/m<sup>3</sup>以下）を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低公害・低燃費車の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

施設関連車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が0.040ppm、浮遊粒子状物質が0.042mg/m<sup>3</sup>で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対し

アイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

冷暖房施設等の設置に伴う二酸化窒素の長期将来濃度の最大値は、地上 1.5m及び計画地近隣の建築物の高さ等を考慮した地上 45mともに 0.039ppm であり、環境基準を満足すると予測している。さらに、可能な限り低 NO<sub>x</sub> 型でエネルギー効率の高い燃焼機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の大気質に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期暴露の指針値の上限値に近いこと、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、計画地周辺は高層建築物の建設が可能な地域であり、計画地の近隣で新たに高層マンション等が建設された場合には、新本庁舎の屋上からの排出ガスの影響を受けやすいことから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

## イ 土壌汚染

新本庁舎敷地では、地歴調査の結果、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に規定する特定有害物質等の取り扱いがあったことから土壌調査を行ったが、汚染は確認されなかったとしている。第2庁舎跡地広場の敷地については、過去に地下1階の電気室に PCB を含有する機器が設置されていた可能性があるため、今後、関係法令に基づき適正に地歴等の調査を実施し、その結果に応じて土壌調査を実施するとしている。土壌調査の結果、汚染が確認された場合には、対策範囲を明確にした上で、掘削除去処理等の対策を選定し、許可を受けた汚染土壌処理業者に委託することから、適正に処理・処分されると予測している。さらに、汚染土壌を搬出する際には「汚染土壌の運搬に関するガイドライン」を遵守するなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えることはないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、土壌汚染の調査・対策の実施に当たっては市関係部署と協議すること。

## ウ 緑（緑の質、緑の量）

### (ア) 緑の質

本事業における主要植栽予定樹種は、計画建築物による風や日影並びに屋上緑化における乾燥に耐えうる耐風性・耐陰性・耐乾性のある樹種を組み合わせて植栽する計画であることから、計画地及びその周辺地域の環境特性に適合し、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約 205 m<sup>3</sup>と予測している。植栽基盤の適否については、地下部分を掘削し、埋戻しをする範囲は礫等異物の除去を行い、緑化地となる部分は、透水層を確保しつつ良質な客土により必要土壌量を上回る土壌に入れ替え、また、屋上緑化部分は排水層や灌水設備を設けることから、樹木の生育に適した植栽基盤を整備する計画であるため、植栽基盤として適切であると予測している。さらに、維持管理計画に基づき、毎年適切な時期に剪定、刈込み、施肥、病虫害防除、除草・草刈、灌水等を実施することにより、樹木等の健全な育成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

### (イ) 緑の量

本事業における緑被率は新本庁舎敷地で約 20.1%、第2庁舎跡地広場で約 37.1%、計画地全体で約 21.6%であり、目標値（新本庁舎敷地の 20%以上、第2庁舎跡地広場の 30%以上、計画地全体の 15%以上）をそれぞれ満足し、植栽本数についても、「川崎市緑化指針」に基づく緑の量的水準を満足すると予測している。さらに、新本庁舎敷地では敷地外周の歩道状空地に緑を配置するとともに屋上緑化等を計画し、第2庁舎跡地には高木を配置した広場を創出することにより、緑の量の確保を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

しかしながら、緑被率は屋上緑化を含めたものであり、その将来に

わたる担保を図るとともに、新たに植栽する樹木等の適正な管理及び育成に努めること。

## エ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

### (ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は 67.2 デシベルとなり、環境保全目標 (85 デシベル以下) を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の建設機械を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No. 1 の地点において 67.2 デシベル、No. 2 において 59.3 デシベルとなり、環境保全目標 (No. 1 : 70 デシベル以下、No. 2 : 65 デシベル以下) を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う等価騒音レベルは、No. 1 において 67.0 デシベル、No. 2 において 59.3 デシベル及びNo. 3 において 56.9 デシベルとなり、環境保全目標 (No. 1 : 70 デシベル以下、No. 2 及びNo. 3 : 65 デシベル以下) を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい支障はないとしている。

冷暖房施設等の設置に伴う騒音レベルの敷地境界における最大値は、地上 1.2m で 27.0 デシベル、騒音レベルが最大となる高さで 48.7 デシベルとなり、環境保全目標 (昼間 : 65 デシベル以下、朝・夕 : 60 デシベル以下、夜間 : 50 デシベル以下) を満足すると予測している。さらに、可能な限り最新の低騒音型の機器を導入するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

#### (イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は67.4デシベルで、環境保全目標（75デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、建設機械による負荷を極力少なくするよう、施工方法や手順等を検討するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

工事用車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間51.1デシベル、夜間51.0デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

施設関連車両の走行に伴う振動レベルの最大値は、昼間51.1デシベル、夜間51.0デシベルで、環境保全目標（昼間：70デシベル以下、夜間：65デシベル以下）を満足すると予測している。さらに、計画地内に看板等を設置し、運転者に対しアイドリングストップ等のエコドライブの実施を促すなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

## オ 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

### (ア) 一般廃棄物

供用時に新本庁舎の行政機能から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約 291,864kg/年であり、そのうち古紙は再資源化を図ることにより、再資源化率は約 85%と予測し、その他の廃棄物は焼却処分を行う計画としている。新本庁舎内の店舗から発生する事業系一般廃棄物の発生量は約 3,779kg/年と予測し、川崎市の許可を受けた業者等に委託し、適切に処理・処分する計画としている。さらに、新本庁舎の地下2階に事業系一般廃棄物の保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当である。

### (イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事で約 14,948 t（がれき類：約 13,767 t、金属くず：約 963 t 等）、新築工事で約 2,149 t（がれき類：約 859 t、木くず：約 285 t 等）、建設汚泥が約 20,202 m<sup>3</sup>と予測している。これらは産業廃棄物の許可を受けた業者等に委託して処理・処分するとともに再資源化を行い、再資源化量は解体工事で約 14,763 t（再資源化率：約 99%）、新築工事で約 1,949 t（再資源化率：約 91%）、建設汚泥が約 13,899 m<sup>3</sup>（再資源化率：約 69%）と予測している。さらに、解体工事にあたり、石綿の使用の有無について事前調査を行い、石綿含有建材等の使用が確認された場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「大気汚染防止法」等に基づき、飛散・流出等がないよう、適正に処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。

供用時に新本庁舎の行政機能等から発生する産業廃棄物は約 20,904kg/年（廃プラスチック類：約 14,112kg/年、金属くず：約 3,432kg/年等）で、再資源化量は約 14,424 kg/年（再資源化率：約 69%）と予測している。排水の再利用設備から発生する汚泥の発生量は約 56.6 m<sup>3</sup>/年、店舗から発生する産業廃棄物は約 873kg/年と予測し、産業廃棄物

の許可を受けた業者等に委託し、適正に処理する計画としている。さらに、新本庁舎の地下2階に産業廃棄物の保管施設を設置し、飛散や臭気が発生しないよう、清掃及び点検を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、石綿が確認された場合には、条準準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### (ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 64,101 m<sup>3</sup>であり、計画地での埋戻し及び保管等が困難であるため、全て法令等に基づき、許可を得た処分地に搬出して適正に処理するとしている。さらに、場外搬出に当たっては飛散・流出等が生じないように、出入口でのタイヤ洗浄及び荷台にシートカバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、建設発生土の処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

#### カ 景観（景観、圧迫感）

本事業の実施に伴う主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度について、計画地内の景観構成要素は、中層建築物から超高層建築物に変化すると予測している。計画建築物は川崎府中線の北側では周辺の建築物と比較して高い建築物となるが、川崎府中線の南側や川崎駅周辺には超高層建築物が存在し、都心部の都市景観を形成していることなどから、計画建築物は都心部の都市景観を構成する要素のひとつとして突出するものではなく、地域景観の特性に著しい変化を生じさせることはないと予測している。

代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度について、中景域においては、計画建築物の超高層棟が周辺の既存の超高層建築物とともに都心部の都市景観を形成し、近景域においては、高層部の眺望は変化するが、低層部の眺望は、広場や歩道状空気を整備し、高木等による緑化を行う

ことで潤いが感じられる街並みを形成し、また、旧本庁舎の川崎府中線に面する外観の一部を復元棟として創建当時の姿に復刻することで、都市の記憶が継承されると予測している。

さらに、計画建築物の周囲に広場や歩道状空を整備するとともに、高木や大景木を配置し、潤いが感じられる都市景観を形成するなどの環境保全のための措置を講ずることから、良好な都市景観が形成されるとしている。

圧迫感について、地点A、B、C、Dの4地点の形態率は、約27.9%～71.4%が約44.8%～82.3%となり、現況と比較して形態率は増加し、地点Eは、45.0%が35.2%となり、形態率は減少することから、地点A、B、C、Dでは圧迫感を感じやすくなり、地点Eでは圧迫感が軽減すると予測している。また、新本庁舎の外壁位置は、旧本庁舎の外壁位置より後退させ、特に中高層部は3～10m程度後退させて圧迫感の軽減を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺的生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、建物の形状、外壁の色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。

#### キ 日照阻害

本事業の実施に伴う冬至日の平均地盤面における日影の影響を受ける建物は550棟であり、このうち日影時間1時間未満が328棟、1時間以上2時間未満が164棟、2時間以上3時間未満が32棟、3時間以上4時間未満が18棟、4時間以上5時間未満が3棟、5時間以上6時間未満が2棟、6時間以上7時間未満が2棟、7時間以上8時間未満が0棟、8時間が1棟と予測している。また、計画建築物の周囲に空地や広場を設けることにより、可能な範囲で日影の影響を低減させるなどの環境保全のための措置を講ずることから、都心部の商業地域における住環境に著しい影響を与えないとしているが、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について住民等に説明すること。

## ク テレビ受信障害

計画建築物によるテレビ受信障害の影響範囲について、地上デジタル放送の遮蔽障害は発生し、受信障害範囲に位置する建物は、東京スカイツリーの広域局で36棟、横浜局の県域局で65棟、衛星放送で50棟と予測している。これに対して、計画建築物に起因するテレビ電波の受信障害が発生した場合には、受信状況に応じて共同受信施設の設置やケーブルテレビの加入等の適切な障害対策を実施するなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の良い受像画質が維持され、かつ、現状を悪化しないとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

## ケ 風害

計画建築物の出現により、主風向である北北西及び南南西の風における風向・風速の状況は、計画地に隣接する道路沿いを中心に変化すると予測している。計画地及び計画地近傍の風環境は、防風対策を講じる対策後においては、全体としておおむねランク2又はランク1となり、また、ランク3が予測される地点についても解体前と比較して風環境に大きな変化はなく、許容される風環境であると予測している。さらに、建物周囲に空地を設ける、各階に必要な設備等のスペースを集約し効率化を図ることで主風向に対する見付面積を縮小する等により、風の影響をなるべく低減するように配慮した建物配置及び形状とするなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、防風植栽の計画に当たっては、防風効果が速やかに発揮できるよう所定の形状、寸法を有した常緑高木を適切に配置するなど、防風対策を確実に実施すること。

## コ 地域交通（交通混雑、交通安全）

工事中における交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク

時間帯において、工事用車両が走行する車線混雑度は最大 0.845、交差点需要率は最大 0.565 で、円滑な交通量の処理が可能とされる道路の車線混雑度 1.0 及び交差点における交通量の処理が可能とされる交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、工事の実施に当たっては、工事用車両の運転者に対して走行経路を周知・徹底するとともに、工事用車両が特定の日又は時間帯に集中しないよう、計画的な運行により影響の低減を図るなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時における交通混雑については、施設関連車両の走行に伴うピーク時間帯において、施設関連車両が走行する車線混雑度は最大 0.823、交差点需要率は最大 0.564 であり、車線混雑度 1.0 及び交差点需要率 0.9 を下回ると予測している。また、無信号交差点については、流入する交通量が交通容量を下回ることから、交通処理は可能と予測している。さらに、施設利用者に対し、ホームページ等で路線バスや電車等の公共交通機関の利用を促すなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

工事中及び供用時における交通安全については、車両の主な走行経路にはおおむね植栽（ガードレール含む）やマウントアップ歩道が設置されており、歩車分離が図られていることから、歩行者の安全は確保できると予測している。さらに、工事用車両の出入口付近には、交通整理員を配置し、歩行者や自動車の安全な通行を確保するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量は、地点 c を除く全ての地点でサービス水準 A（自由歩行）が確保されると予測している。また、サービス水準 B（やや制約）となる地点 c（28.69 人/m・分）においても、サービス水準 A（～27 人/m・分）と比較してわずかに上回った程度であり、当該歩道に面して新本庁舎敷地側に歩道状空地を整備することにより、歩行者空間を充実させるため、支障はないと予測している。さらに、砂子 4 号線の一部を拡幅整備し、本事業の関連事業として計画地の反対側に歩道を新設するなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、計画地周辺の生活環境の保全に支障はないとして

いる。

しかしながら、計画地及び車両ルートが住宅等に近接していること、供用時におけるピーク時間帯の歩行者流量が一部の地点でサービス水準 B となることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。また、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

#### サ 温室効果ガス

本事業における温室効果ガス排出量は、約 3,235t-CO<sub>2</sub>/年で、その削減の程度は約 9.9%と予測している。さらに、川崎市建築物環境配慮制度 (CASBEE 川崎) の最高ランクである S 評価の取得を目指し、環境への負荷を軽減する環境配慮技術の導入を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、温室効果ガス排出量の抑制が図られるとしている。

この評価はおおむね妥当であるが、地球温暖化対策については、川崎市地球温暖化対策推進基本計画の目標達成に向けて、市は率先して温室効果ガスの削減に取り組む必要があることから、削減効果の高い手法を十分に検討し、率先的な計画となるよう、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

#### (3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

#### (4) 事後調査に関する事項

事後調査については、工事中の「産業廃棄物」、供用時の「緑の質」及び「風害」を行うとしており、これらの調査項目の選定はおおむね妥当であるが、条例準備書に記載した事後調査の内容に加え、個別事項で指摘した内容を踏まえて計画的な事後調査を行うこと。

また、事後調査の結果、条例準備書で予測した数値を超えることなどにより、生活環境の保全に支障が生じる場合は、直ちに市に連絡するとともに、生活環境を保全するための適切な措置を講ずること。

### 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成28年	3月10日	環境配慮計画書の受領
	3月17日	環境配慮計画書公告、縦覧開始
	4月15日	環境配慮計画書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	5月11日	環境配慮計画見解書の受領
	5月18日	環境配慮計画見解書公告、縦覧開始
	6月1日	環境配慮計画見解書縦覧終了
	6月6日	市長から審議会に環境配慮計画書について諮問
	7月12日	審議会から市長に環境配慮計画書について答申
	7月19日	環境配慮計画審査書公告、環境配慮計画策定者宛て送付
	平成29年	4月7日
4月14日		条例方法書公告、縦覧開始
5月29日		条例方法書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
6月26日		市長から審議会に条例方法書について諮問
8月4日		審議会から市長に条例方法書について答申
8月9日		条例方法審査書公告、指定開発行為者宛て送付
平成30年	1月19日	条例準備書の受領
	1月26日	条例準備書公告、縦覧開始
	3月12日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 1名、1通
	3月26日	条例見解書の受領

4月 2日	条例見解書公告、縦覧開始
5月15日	市長から審議会に条例準備書について諮問
6月14日	審議会から市長に条例準備書について答申
6月21日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

#### 4 川崎市環境影響評価審議会の審議経過

平成28年	6月 6日	審議会（現地視察、環境配慮計画書事業者説明及び審議）
	7月11日	審議会（環境配慮計画書答申案審議）
平成29年	6月26日	審議会（条例方法書事業者説明及び審議）
	8月 1日	審議会（条例方法書答申案審議）
平成30年	5月15日	審議会（条例準備書事業者説明及び審議）
	6月13日	審議会（条例準備書答申案審議）